農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用配分計画について次のとおり認可した。

平成三十年二月十三日

千葉県知事　鈴木　栄治

一　認可した農用地利用配分計画の概要

申請年度及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住所	
二十九 二百二十一	伊藤　政信	横芝光町	山武郡横芝光町新島字茶畑五〇四一番一ほか五筆
	秋葉　芳明	横芝光町	山武郡横芝光町栗山字伊古田一一一二番ほか一筆

二　認可年月日

平成三十年二月十三日